

○唐津市教育委員会共催又は後援に関する要綱

平成 24 年 9 月 3 日

教育委員会告示第 22 号

改正 平成 25 年 5 月 30 日教委告示第 16 号

平成 25 年 8 月 9 日教委告示第 26 号

唐津市教育委員会共催又は後援に関する要綱（平成 17 年教育委員会告示第 22 号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、各種団体等が行う行事又は催物（以下「行事等」という。）に対し、唐津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催又は後援することにより、本市の教育の向上発展を図ることを目的とする。

（平 25 教委告示 26 ・一部改正）

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共催 行事等の趣旨に賛同し、教育的見地から奨励の意を表して名義の使用を承認するとともに、次のいずれかを行い共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。

ア 企画立案及び運営を行う、又は企画立案及び運営に参画すること。

イ 当該行事等に教育委員会の職員を配置又は参加させること。

ウ 当該行事等に運営費を支出すること。

(2) 後援 行事等の趣旨に賛同し、教育的見地から奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。

（共催又は後援の名義）

第 3 条 共催又は後援について使用を承認する名義は、「唐津市教育委員会」とする。

（共催又は後援の対象団体）

第 4 条 共催又は後援を申請することのできる行事等の主催者は、次の各号のい

れかに該当するものでなければならない。

- (1) 国、地方公共団体及びその共催又は後援する団体
- (2) 唐津市の教育の発展に寄与する団体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる公共性の強い団体
- (4) 次に掲げる要件をいずれも満たす団体

ア 主催者の存在及び所在地が明確であること。

イ 組織、組織運営、財政基盤、役員、事業関係者等が明確であること。

ウ 堅実な活動実績を有する等、事業遂行の意志及び能力が十分にあると認められること。

- (5) 前各号に掲げる団体のほか、教育委員会が適当と認める団体

(平 2 5 教委告示 2 6 ・一部改正)

(共催又は後援の基準)

第 5 条 教育委員会が共催又は後援することができる行事等は、前条各号に掲げる団体が行う行事等で、その目的及び内容が本市の教育の向上発展に寄与するもので、次の要件をいずれも満たしているものでなければならない。

- (1) 事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められるもの
- (2) 特定の会員等を対象とせず、広く市民に公開され、積極的に広報を行い一般市民に参加の機会が与えられているもので、かつ、参加予定者数が相当程度見込まれるもの。ただし、当該行事等が次のいずれかに該当するものはこの限りでない。

ア 公的な団体が実施するもの

イ 教育委員会が必要と認めるテーマに関する研究及び実践活動

ウ その他教育委員会の掲げる教育目標の推進に特に寄与すると認められるものの

- (3) 公衆衛生、災害危険防止等の安全対策が十分に講じられているもの
- (4) 入場料等を徴収する行事等にあつては、その額が適正又は社会通念上低廉である等、参加者に対して過重の負担を負わせないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに

については、共催又は後援を承認しない。

- (1) 政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められるもの
- (2) 公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがあるもの
- (3) 団体等の宣伝若しくは会員の勧誘を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 営利事業又は営利的意図があると認められるもの、ただし、その収益を教育事業あるいは社会福祉事業にあてる等の公益性を有するものはこの限りでない。
- (5) 集団若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの、又は参加者に対して圧迫感を与えるもの
- (6) 教育委員会の名をき損し、又は信用を失墜するおそれがあり、教育行政の運営に支障をきたすおそれがあるもの

(平 2 5 教委告示 2 6 ・ 一部改正)

(申請)

第 6 条 共催又は後援を受けようとするものは、行事等開催日の 1 4 日前までに共催・後援承認申請書（第 1 号様式）を教育委員会に提出し承認を得なければならない。

- 2 他の文書により提出され、共催・後援承認申請書に換えることが困難な場合は、提出された文書をもって共催・後援承認申請書とみなすことができる。この場合において、当該文書に可否の決定に必要な事項の記載がないときは聴き取り等の方法により調査を行うものとする。

(承認)

第 7 条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、共催・後援承認通知書（第 2 号様式）、不適当と認めるときは共催・後援不承認通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による承認を行うときは、必要に応じて条件を付することができる。

(事業中止等の届出)

第8条 主催者は、共催又は後援の承認を受けた後に行事等中止し、又は実施内容等を変更する場合には、速やかに教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(共催又は後援の取消し等)

第9条 教育委員会は、共催又は後援の承認後に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、共催又は後援の承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 第5条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第7条第2項の規定により付された条件を履行しなかったとき。
- (4) 共催又は後援を受けるにふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 行事等の実施後に第5条第2項の規定に該当するものと認められたとき、又はその他不適当な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する共催又は後援を承認しないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、共催又は後援の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の唐津市教育委員会共催又は後援に関する要綱の規定によりなされた共催又は後援の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年教委告示第16号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年教委告示第26号)

この要綱は、告示の日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

唐津市教育委員会 様

所在地

(住所)

団体名

代表者

共催・後援承認申請書

次の行事等を開催するに当たり、貴教育委員会の共催、後援を受けたいので、承認くださるよう申請します。

1 共催又は後援の 区分	共催 後援
2 行事等名	
3 開催日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
4 開催場所	
5 行事等の目的	
6 申請の理由	
7 行事等の対象者 (参加見込人数)	

8 行事等の内容		
9 入場料又は参加料金		
10 主催者名		
11 他の共催者又は後援者		
12 添付書類	(入場料又は参加料を徴収する場合は、収支内訳書を添付すること。)	
13 連絡先	住所	
	氏名	
	電話	

(備考)

- 1 本申請書は、共催、後援の承認を必要とする日の14日前までに提出すること。
- 2 共催・後援は、いずれか該当しないもの(文字)を二重線で消すこと。

第2号様式(第7条関係)

唐 教 第 号

年 月 日

様

唐津市教育委員会

教育長



共催・後援承認通知書

年 月 日付で申請のあった行事等について、次の条件により承認したので通知します。

1 区分	
2 行事等名	
3 期日	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 場所	
5 条件	

第3号様式(第7条関係)

唐 教 第 号

年 月 日

様

唐津市教育委員会

教育長



共催・後援不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった行事等について、次のとおり不承認としましたので通知します。

1 行事等名	
2 実施期日	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 場所	
4 不承認理由	
5 問い合わせ先	

第 1 号様式（第 6 条関係）

（平 2 5 教委告示 1 6 ・一部改正）

第 2 号様式（第 7 条関係）

（平 2 5 教委告示 1 6 ・一部改正）

第 3 号様式（第 7 条関係）

（平 2 5 教委告示 1 6 ・一部改正）